明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

基準日設定につき通知公告

当社は、平成二十六年四月三十日を基準日と定め、同日の最終の株主名簿上の株主をもって、その所有する普通株式一株を十株及びA種優先株式一株を十株とする株式分割により株式の割当てを受ける株主と定めましたので公告します。

平成二十六年四月十四日

横浜市港北区新横浜二丁目五番五号

株式会社ジェイ・エム・シー

代表取締役　渡邊　大知

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十六年五月一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することに致しましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十六年四月十四日

東京都千代田区九段北一丁目一三番五号

ヒューリック九段ビル一二F

株式会社日財パートナー

代表取締役　中村　寧子

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である松田賢一郎が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十六年四月十四日

東京都新宿区新宿六丁目二六番二号

ERREBI S.P.A.

日本における代表者　熊木美哉子

限定承認公告

本籍岐阜県山県市中洞四七六番地二、最後の住所大阪府八尾市志紀町南三丁目三二番地の一―一一〇　被相続人　亡　荒深　明穂

右被相続人は平成二十六年一月二十六日死亡し、その相続人は平成二十六年三月二十八日大阪家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年四月十四日

東京都世田谷区三宿一丁目三番一九―三〇六号　限定承認者　荒深　道子

吸収分割公告及び合併公告

甲及び乙は吸収分割して甲は乙のシステムアプリケーション事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

また、甲及び乙の吸収分割の効力発生を停止条件として、甲、丙、丁及び戊は合併して、甲は丙、丁及び戊の権利義務全部を承継して存続し、丙、丁及び戊は解散することにいたしました。

この会社分割及び合併の効力発生日は平成二十六年七月一日であります。

この会社分割又は合併に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲)　掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十六年三月七日
掲載頁　九十二頁（号外第四十八号）

(乙)　掲載紙　日本経済新聞
掲載の日付　平成二十五年六月二十八日
掲載頁　十三頁

(丙)　掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十五年六月十二日
掲載頁　四十九頁（号外第一二二号）

(丁)　掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十五年六月十二日
掲載頁　五十三頁（号外第一二二号）

(戊)　掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十五年六月十四日
掲載頁　六十七頁（号外第一二五号）

平成二十六年四月十四日

千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目八番地

(甲)　セイコーソリューションズ株式会社

代表取締役社長　山本　隆章

千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目八番地

(乙)　セイコーインスツル株式会社

代表取締役社長　村上　斉

千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目八番地

(丙)　エスアイアイ移動通信株式会社

代表取締役社長　山本　隆章

千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目八番地

(丁)　エスアイアイ・ネットワーク・システムズ株式会社

代表取締役社長　山本　隆章

千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目八番地

(戊)　エスアイアイ・データサービス株式会社

代表取締役社長　小林　良夫

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を一億九千八百七十万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書の要旨は平成二十五年六月二十四日付官報の号外第一三三号一八〇頁に掲載されています。

平成二十六年四月十四日

東京都千代田区霞が関三丁目二番六号東京倶楽部ビルディング一一階

MG大塚特定目的会社

取締役　五十嵐メルビン

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を一億五千三百二十万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書の要旨は平成二十五年六月二十四日付官報の号外第一三三号一八〇頁に掲載されています。

平成二十六年四月十四日

東京都千代田区霞が関三丁目二番六号東京倶楽部ビルディング一一階

MG新宿特定目的会社

取締役　五十嵐メルビン

訂正公告

平成二十六年三月三十一日（号外第七十二号）掲載の西日本高速道路株式会社に係る高速道路の料金の額及び徴収期間の変更公告中、一一九ページ⑳企画割引「以下のとおり割引を実施することができる。」とあるは「以下のとおり割引を実施することができる。なお、平成26年3月14日（号外第53号）掲載の高速道路の料金の額及び徴収期間の変更公告は、引き続き効力を有するものとする。」の誤り、一一六ページ(1)（注）「別添1―5」とあるは「別添1―3（但し、軽車両等については別添1―2）」の誤り、一二七ページ⑩イ　割引をする自動車「別添1―5」とあるは「別添1―3」の誤りにつき、それぞれ訂正します。

平成二十六年四月十四日

大阪市北区堂島一丁目六番二〇号

西日本高速道路株式会社

代表取締役社長　石塚　由成

訂正公告

平成二十六年四月三日（号外第七十六号）掲載の資本金の額の減少公告及び決算公告中、「一千万円減少し五百万円」とあるは「五百万円減少し一千万円」の誤りにつき訂正し、これに伴い「一箇月以内に」とあるは「平成二十六年五月十四日までに」と訂正します。

平成二十六年四月十四日

東京都中央区日本橋小網町四番八号

ソフニック開発株式会社

代表取締役　殷　豪

正誤

ページ	段	行	誤	正
二	二	一〇	第六二条関係（終りから一一～一〇）	第五一条関係
一一	上	四二・一一〇	三・一一〇	

平成二十六年三月三十一日（号外第六十九号）公布政令第百十二号（国民年金法施行令等の一部を改正する政令）

（印刷誤り）

平成二十六年四月一日（号外第七十四号）官庁報告欄国家試験の部（平成二十六年度航空管制官採用試験公告）（人事院）

（原稿誤り）

七九	下	一三（終りから）	又は及び	又は

◉号外　四月十四日付第八三号五六
達第六八号三三ページ
ページ●同日付第八四号一二〇ページ●同日付政府調

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番四号　独立行政法人国立印刷局
電話　03（3587）4294
定価　一ヵ月一、六四一円（本体一、五二〇円）　本号一部　一四〇円（本体一三〇円）　（配送料別）